

# 確定申告

申告は、正しくお早めに

2.16(金) ▶ 3.15(木)

(土曜日・日曜日を除く)

受付:午前8時～午後4時  
申告相談:午前9時～

ご不明な点など、  
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署  
☎(0532)52-6201

▶ 税務課  
☎23-3509  
FAX 23-0180

## 所得税・ 復興特別所得税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる国の税金です。平成25年分から49年分までは、復興特別所得税として、各年分の基準所得税額の2.1%を申告・納税することになります。

### 《確定申告が必要な方》

① 次のア～カの方などのうち、平成29年中の所得が所得控除の合計額を超えた方  
ア 事業所得や不動産所得のあった方  
イ 公的年金等の収入金額が400万円を超えた方  
ロ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その他の所得が20万円を超えた方  
ハ 土地や建物を買った方  
ニ 源泉徴収税額有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があった方  
ヘ 給与所得者で、給与の年収

### 《確定申告に必要なもの》

が2000万円を超えた方、2カ所以上から給与を受けた方で主たる給与以外の従たる給与の収入金額が20万円を超えた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方  
① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）  
② 申告書（届いた方）または確定申告のお知らせ  
③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）  
④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）  
⑤ 収支内訳書（営業・農業・不動産収入がある方のみ）  
平成28年分収支内訳書の控え、平成30年度分償却資産申告書の控えも併せて持参）  
⑥ 固定資産税課税明細書（営業・農業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成29年5月に送付済み）  
⑦ 医療費控除の明細書（医療費控除を受ける方のみ）  
⑧ 上場株式等配当支払通知書または特定

口座年間取引報告書  
⑨ 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）など  
《確定申告書へのマイナンバーの記載および本人確認について》

確定申告書などの提出の際には、マイナンバーの記載、本人確認書類の提示または 写しの添付が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類と身元確認書類が必要です。

番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのいずれか一つ）

身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか一つ）

### 《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、給与などから源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が納め過ぎになっていることがあります。確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

① 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合  
② 医療費を多く支払った場合（医療費控除）  
③ マイホームを住宅ローンなどを利用して取得した場合（住宅借入金等特別控除）など  
※ ③ などの方に、2月6日（火）から、

豊橋税務署で確定申告前説明会を開催します。

### 《ふるさと納税ワンストップ特例について》

5 団体を越える自治体にふるさと納税をした場合や、医療費控除を受けるなどの理由で確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を申請された方であっても、ふるさと納税のすべての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

### 《申告書は自分で作成を》

申告書の作成は難しいものではありません。ご自身の税を理解するためにも、ぜひ自分で作成してみましょう。申告書は、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) から作成できます。また、e-Tax（電子申告）による送信もご利用いただけます。

### 《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日（2日間）に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

● 日時 2月18日（日）～2月25日（日）  
午前9時～午後5時（申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください）

● 場所 豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

▼ 豊橋税務署  
☎(0532)52-6201